

ジャーナリズム史Ⅱ 2011

第7回

昭和20(1945-54)年代
第2次大戦後の新聞
戦後ジャーナリズム事件史[1]

いい国つくろう、何度でも。



2-1.記者の証言拒否

- 2004:奈良県平群町百条委員会(地方自治法100条)
- 職業倫理としての「証言拒否」
- 取材源との信頼関係、取材活動の制約
- 国民の知る権利
- 法廷侮辱罪
- 通報者探し・報道機関への圧力

東京高裁;NHK記者の証言拒否「正当」取材源秘匿、高裁認める(06年3月17日)

- 米国企業の日本法人が所得隠しをしたとするNHKの報道をめぐり、NHKの記者が民事裁判の尋問で取材源に関する証言拒否事件の決定
- 取材源の秘匿がされなければ、報道機関と取材源との信頼関係が失われ、その後の取材活動が不可能または著しく困難になる。取材源は民事訴訟法197条1項3号の「職業の秘密」に該当し、原則として証言拒絶は理由がある。
- 証言が得られないことで受ける影響は、取材源秘匿で保障される報道機関の取材活動の持つ民主主義社会での価値に、勝るとも劣らないような社会的公共的な利益の侵害が生じるとまでは認めることは困難。

☆取材源の秘匿(ひとく):松山大学/田村

- 取材(情報)源を秘密にできるという記者の権利(ジャーナリストの権利)。すなわち、第三者の求めに対し、記事の元となった取材先に関する情報を秘密にできることで、特に、新聞やテレビ報道(ニュース)番組・雑誌記者が主張している報道機関による「表現(報道)の自由」の中に含まれる権利である。
- 近代国家の基本原則である民主主義の根幹は国民に対する的確な情報の提供にあるが、それはまた、国民の「知る権利」の保証を意味する。それはもっぱら、新聞や報道機関の報道によって可能となる。そのためには取材をしっかりとる必要がある。取材の基本が取材源が守られることである。安易に取材源が明らかにされると、安心して報道機の取材に応じなくなり、ひいては、取材が出来なくなる。
- すなわち、取材源の秘密をまもること(取材源の秘匿)は、報道機関の生命線であるばかりか、民主主義の存立の基盤でもある。換言すれば、取材源の秘匿は民主主義を実現する上で重要な要素のひとつといわなければならない。
- そのため、民事訴訟法197条1項3号は、職業の秘密に関する事項については、裁判で証言を拒否できると定めているが、報道機関等の記者の場合は、取材源がどこの誰なのかといったことが、職業の秘密に関する事項に該当するのである。

3. 誤報(戦後の)三大誤報(>_<)

1950/9/27: 伊藤律架空記者会見; 朝日

《捏造》

1952/4/10: もく星号遭難事件; 長崎民友新聞

《捏造》

1955/6/20: 皆既日食誤報; 共同《予定稿》

誤報: 事実とは異なる誤った報道

虚報: まったく事実無根の捏造記事; 故意による、でっちあげ記事

3-1. 誤報の原因

1. 過失によるもの：速報主義、見込み記事
 - 取材側の聞き違い、思い違い
 - 取材される側の言い違い、表現の誤り
 - 結果未確認の予定稿の扱い
2. センセーショナリズムによる意図的な情報の鵜呑み
3. (過剰な取材競争からの)功名心や競争心
4. 検閲や報道管制による、事実を知らせない→誤報

誤報

- 1988: 幼女連続誘拐殺害事件《過熱報道/誤報》
- 1989: 朝日 サンゴ損傷事件《捏造》
- 1989: グリコ・森永事件犯人取調べ《誤報》
- 1994: 松本サリン事件《誤報》
- 2005: 朝日長野支局捏造報道

3-2. 参考文献

城戸又一(編)『誤報』(日本評論社、1957年)

後藤文康『誤報と虚報』(岩波ブックレットNo.51)

『誤報』(岩波新書446)

神楽子治『新聞の“誤報”と読者』(三一書房、1977年)

山下恭弘『誤報・虚報の戦後史』(東京法経学院出版、1987年)

原寿雄『ジャーナリズムの思想』(岩波新書494)

読売新聞社(編)『書かれる立場書く立場』(読売新聞社、1982年)

『新・書かれる立場書く立場』(読売新聞社、1995年)

日本新聞協会『取材と報道2002』

松井茂記『マス・メディア法入門』(日本評論社、1994年)

村上孝止『プライバシーVSマスメディア』(学陽書房、1996年)

ほかに浅野健一／渡辺武達／清水英夫／奥平康弘／田嶋泰彦

昭和**23(1948)**年～**25(1950)**年

奇怪な事件相次ぐ